

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（以下「当財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与
 - (2) 非常勤役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬
- 2 役員等に対して、当財団より特別の任務として講師または原稿執筆を依頼した場合に限り、1人1回当たり100,000円を超えない額を限度として講師謝金または執筆謝金を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額を上限として、代表理事が理事会の承認を得て定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤役員のうち理事に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき7,000円とする。
- 3 非常勤役員のうち監事に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき7,000円とする。評議員会への出席1回につき7,000円とする。また監査に対する報酬の額は、年4回

の支給を上限として1回当たり 20,000 円とする。

4 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき 7,000 円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、公益財団法人鳥取童謡おもちゃ館給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところに準ずる。

2 非常勤役員に対する報酬は、その都度支給し、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費を費用弁償するものとし、その計算方法は給与規程に定めるところに準ずる。

(公表)

第8条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 30 日）

この規程は、平成 25 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 5 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

別表第 1

役職名	報酬（月額）
理事長	319,600 円

別表第 2

賞与の額は、報酬月額に給与規程に定める期末手当支給率を乗じて得た額に、100 分の 145 を乗じ、給与規程に定める基準日以前 6 月以内の期間における期末手当に係る在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。